

第14回 山形県景観審議会 議事録

- 1 日 時 平成27年3月5日(木) 14時00分から16時11分
- 2 場 所 山形県自治会館 4階・401会議室
- 3 出席委員 齋藤会長、山畑会長代理、相羽委員、大沼委員、小山委員、早野委員、
宮原委員 7名
欠席委員 伊藤委員、井上委員、岩鼻委員、高澤委員、沼田委員、堀委員 6名

4 審 議

(齋藤会長)

本日の審議事項としては、報告事項が3件、諮問事項が1件と諮問事項以外の審議事項が2件になります。

(議事録署名委員に、大沼委員と宮原委員を指名)

はじめに報告事項として、景観行政の進捗状況についてですが、事務局から3件、一括して報告をお願いします。

(事務局)

「景観行政の進捗状況について」①景観法に基づく届出の状況、②景観まちづくりの支援(景観セミナー、眺望景観資産PR)、③ホームページによる景観資産の発信を一括説明(略)【資料1】

(齋藤会長)

それでは、ただ今の報告につきまして、御意見・御質問ございますでしょうか。セミナーで山畑先生がどんなお話をなさったのか関心があるのですが、先生がのどを痛めておられるので、またの機会にお願いしたいと思います。

(早野委員)

ご報告ありがとうございました。2点ほどお尋ねしたいんですけども、まず資料1の1ページ目なんですけれども、平成27年1月31日現在の届け出の件数ということで、ここの部分だけ突出して多い理由としては、携帯電話のアンテナということだったんですが、実は開発行為におきましても、村山地区においては、ほかの地区とはちょっと著しく多いなっていう感じがします。その理由を教えてくださいなと思いますのと、最後にそのアクセス件数が5,000件というところで、だいぶホームページも工夫してくださっているようなことなんですけれども、そのアクセス件数の多さに比例した形で、訪れた人たちはどのぐらいかというのは把握していただいているのかどうかという2点をお尋ねさせてください。

(事務局)

1点目の開発行為の件数についてですけども、村山地区の開発行為ということで13件ですね。今年度も12件ということで、突出して多いかという印象ですけども、内容としましては住宅用地の開発、あともしくは新規商業店舗の用地のための開発行為もすべてここの件数に計上されているんですけども、特別際立って特異な状況にあったかという印象はなくて、いま申し上げましたように、今年度も12件、1月末現在で村山地区があるわけですけども、まずはそういった形で商業店舗の出店が多かったということがこの数字に表れているのかと思います。

(事務局)

事務局を務めさせていただいています、佐藤といいます。どうぞよろしくお願いいたします。2点目の質問についてお答えさせていただきたいと思います。アクセス件数は分かるけれど、実際そこに訪れた方がいらっしゃるのかと、訪れた方がどれだけいらっしゃるのかということに対する質問でございますが、ちょっとそこまで我々のほうでまだ把握はしていないのが実情です。今回ホームページに掲載した件数が33カ所ほどホームページに掲載させていただきました。ただ、その訪れた数を把握するようなシステムまでは、ちょっとまだ全然作られていないものですから、申し訳ありませんけれども、そこまではまだ把握しておりません。よろしくお願いいたします。

(齋藤会長)

ほかにいかがでしょうか。

(宮原委員)

今の、この山形の景観資産のホームページに関連してなんですけれども、これ自体はどちらかリンクを貼っていらっしゃるということはありますか。

(事務局)

リンクの設定ですけれども、このページのこの部分から、紹介しているこの資産ごとに、さらに詳しく紹介しているページがある場合は、ここからリンクを貼っている状況になります。逆にこのページにアクセスするためのリンクといたしまして、山形県の観光ポータルサイトがあるんですけれども、そこにバナーを、「山形の景観資産」というバナーを設置させてもらいまして、去年、山形DCキャンペーンだったわけですけれども、観光に来てみたいという方々が観光のサイトを見たときに目に留めていただいて、このページに飛んできてもらえるような仕掛けをしております。

(宮原委員)

そこをちょっと伺いたかったので、やはりこういった素晴らしい景観があるということ、観光の方面でぜひアピールしていただければと思います。あとバナーを貼るときのポイントとしても、観光のお客さんは素敵な写真を撮ったりしたいと思うので、何かこの景観資産という名称のバナーだけじゃなくて、もしできれば山形のすてきな写真を撮れる場所というような表現の仕方で、観光の部署の方たちと協力してアピールしていただけると、実際に足を運んでくださる方が増えるかなと思います。ちょっと表現の仕方を工夫お願いしたいと思いました。

(事務局)

参考になる意見ありがとうございます。

(齋藤会長)

ほかにいかがでしょうか。

それでは引き続き、審議事項に入ります。はじめに「山形県景観条例第26条に基づく眺望景観資産の指定」ということで、鶴岡市の「大山公園～尾浦八景～からの自然と街なみと庄内平野をとりまく山々の眺め」の指定について諮問されています。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「山形県景観条例第26条に基づく眺望景観資産の指定について」を説明(略)【資料2】

(齋藤会長)

本日は提案者である大山公園再生協議会からわざわざおいでいただき、提案理由を説明して下さるそうです。会長さんよろしくお祈いします。

(提案者：橋本会長)

大山公園再生協議会の会長を仰せつかっております、橋本といいます。今日はよろしくお祈いいたします。それでは私のほうから提案の理由を説明させていただきます。座らせていただきます。いまスライドでご覧になりましたけれども、大山公園は、加藤嘉八郎酒造の2代目、加藤嘉八郎有邦氏が膨大な私財を投じ、昭和8年から8年間の歳月をかけて尾浦城址の山を削って創生し、松や桜の植樹を行い、大山地域の人々の憩いの場となるようにと作られた公園です。小高い公園敷地内には、8カ所に「尾浦八景」と呼ばれる歌碑が建てられており、それぞれの場所から大山を市街地や、平成20年10月に山形県としては初めてラムサール条約に登録されている大山上池・下池、そして庄内平野の田園風景とそれを取り巻く山々、高館山・鳥海山・月山・金峯山などが一望できるように整備されておりました。

しかし、この公園は7.2ヘクタールという広大な面積と200面を越す傾斜の多さ、そのほか様々な要因で、樹木の管理が行き届かず、大山公園はうっそうと生い茂る木々に遮られ日が差さず、植物が荒廃された状態になり、尾浦八景と呼ばれる8カ所の歌碑のある場所からの素晴らしい景観を木々に遮られて見えなくなってしまいました。このような状況に大山地区住民が危機感を募らせ、平成20年に大山自治会が大山地区住民から集めました10人により、大山公園再生協議会を設立しました。加藤嘉八郎有邦氏が大山公園を作った昭和15年の状態に戻そうという最終目標として整備に着手した次第です。

現在は尾浦八景の歌碑8カ所の眺望確保をまず第一優先に、既存の桜・松・モミジの生存を侵害している雑木や日照環境を破壊している雑木の干ばつを進め、徐々にその当時の眺望を取り戻すことができてきました。そのほか桜・ツツジの植栽による環境整備に加えまして公園の清掃活動、地元大山小学校生徒の高館山少年教室の共同事業による伐採・雑木のチップ再利用などの取り組みが評価されて、平成25年10月には環境保全と創造に関して顕著な功績があったとして、環境やまがた大賞を受賞しました。

現在では、大山地区の大人たちが幼少期に大山公園に残してきた景色が少しずつ見えるようになってきており、ウォーキング等、散策の名所としまして、市民をはじめ、県内外から多くの来訪者が訪れるまでになりました。今回提案する視点位置は、尾浦八景のうち眺望が確保されました二つ、北櫻ヶ丘と紅葉が丘です。ここからは高館山と麓の下池と湿地帯、大山市街地と庄内平野の田園風景とそれを取り巻く山々といった、長く失われていた眺望景観が一望できます。現在これまでの取り組みが地域に波及いたしまして、大山公園が地域の大切な資源と見直され、景観保全の意識が醸成されたことで、8カ所すべての眺望が取り戻されるよう、取り組みは一層加速しております。

先ほどから、八景はどこにでもある風景なわけですが、これを作りました加藤嘉八郎さんは何もかにも8が好きなお方でございます、昭和8年から8年かけてと、タンクの番号も800台とか、そのように、何でも8の好きなお方だと聞いております。現在の社長さんは4代目です。以上によりまして、山形県景観条例第27条に基づく眺望景観資産の指定を提案するものでございます。よろしくお祈いいたします。

(齋藤会長)

ありがとうございました。この案件につきましては審査部会の相羽委員・小山委員・大沼委員の三方によって調査が行われました。それぞれ御報告をお願いします。

(相羽委員)

では手短に、今ご説明で2と3という視点場をおっしゃっていただきましたけれども、当初はそういう提案と伺ったのですが、8カ所全部見せていただきまして、ほぼ眺望景観は開けていたということも合わせて御報告しなければいけないかと思います。ちょっと気になったのは、けっこう切り過ぎているというか、何でも切ったほうが良いという感じの御説明だったのですが、7のところ、杉林が南のほうにあって、かなり眺望を邪魔している。かなり大きな大木もいっぱいあって、「あれ全部倒しちゃうんですか」という感じで気になったのが一つと、あとちょっと場所がはっきりしないのですが、神社の参道と書いてある、その両側にやはりすごく高い杉の木が石段の付近にありまして、「あれはまさか残すんでしょうね」と言っていたら、「いや、あれも切りたい」みたいなこともちょっとおっしゃって、その辺がちょっと気になるところでございましたので、まず2ヶ所だけではなくて、8カ所全部八景として、視点8カ所で一つの視点場ということになるんですけれども、ちょっと視点場群ということになるんですが、よく分かりませんが、大変そういう意味ではいいということを確認いたしました。残念ながら天気が悪くて遠くの山、月山・鳥海山は見えませんでしたけれども、今日写真で見せていただきまして、ああいうふうに見えるんだなというふうに再確認したところでございます。以上、私からは。お願いします。

(大沼委員)

私のほうからは、いま会長さんからお話にもありましたけれども、200名を超す地権者の方がいらっしゃるという状況の中で、樹木の荒廃しているのをきれいにするのは大変な御苦労があったと思うんですけれども、その地縁による団体ということで、話し合いというんですかね、急がず慌てず進められた結果として、いま素晴らしい景観が作られているんだなというふうなことを感じながら、現地を見させていただきました。その眺望を確保するためだけに木を伐採するという活動のみならず、足元にも皆さん注意を払われていて、低い木を適度な高さまで切りそろえたりとか、そういうふうなところまで及んでおり、活動の結果としてすごく気持ちのいい場所になってきているのではないかと思います。やはり相羽先生からもありましたけれども、冬に訪れたので、公園らしさと木漏れ日があるようなところというのを拝見できなかったんですけれども、おそらく一度訪れた方は別の季節に訪れたいというふうに感じられるようなところではないかと大変期待して拝見したところです。

(小山委員)

私は子どものころと違いますか、このころは大山公園といえば桜の名所で花見に随分行きました。景観審議会としては、2012年の桜の時期に、景観街道という流れで大山公園に参りまして、花を見させていただきました。「なんだ、ちっとも変わってないじゃない」と私は思ったのですが、とんでもない皆さん方のご努力で、あんなに木を伐採されて、眺めがよくなっているというのをあとで聞かせていただいてびっくりしております。確かに眺望はいいのですが、眺望だけではなく内側といいますか、公園自体がなかなか魅力ある場所だということが歩いてみてなおさら分かったなと思います。それから相羽委員もおっしゃっていましたが、あの参道の杉並木は切らないでほしいなとも私も思っております。といいますのは、ハイキングコースで歩いて楽しいという公園の作りになっているのですが、視点場の高さの関係で、あの杉並木を渡って行って、また別の高いところから見ると、その眺望の広がり、全く視点の高さが違うものですから、新たな見方ができるので、メリハリをつけるという意味でも、あの参道の杉並木は残してほしいなとも思っております。また花見の時期になりましたら訪れたいと思います。以上です。

(齋藤会長)

はい、ありがとうございます。それでは委員の皆様、御意見いかがでしょうか。

(宮原委員)

宮原です。私は直接はお伺いしたことはないのですが、今日写真や説明をいただきまして大変に素晴らしい場所なんだということが分かりました。それで眺望に関しては大変皆さんが努力されて、非常に開けた形で、この前後の比較を拝見してよく分かりました。そこは私もすごく素晴らしいと思うのですが、一方でいえば小山委員さんがおっしゃったように、この大山公園自体の価値というものをもう少し一緒に高めるといいますか、それはその八景の部分で歌碑が八つあって、その歌碑の歌をずっと見ていたんですけれども、例えば「お寺の鐘」ということで専念寺さんとかの鐘の音や、それからあとは山桜であったりカエデ林、それからモミジと、あとつつじが丘はつつじというところが出てきて、最後は旭台のところは本当にこの景観を歌っているという、「やまざとのさとひとめのうちかけそめる」という、これがこう一気に見渡せるという、まさにその場所の素晴らしさをポイント・ポイントで歌っているの、歌とマッチしたような形で整備されると「ああなるほど、こういう場所なんだ」というところ、そこがまさにポイントになったというのが、お越しになった方たちがいちいち納得されることになるかなというふうに思うので、植栽のことも含めて全体的にここが文化的にすぐれた場所であるというところを何かぜひ大切にさせていただければと思います。視線の方向とか見え方は全く私は異存はなくて、本当に素晴らしいと思いましたので、さらにこの歴史的な部分を大切に、一緒に整備していただければいいかなと思いました。

(齋藤会長)

ほかにいかがでしょうか。

(山畑委員)

ちょっと入院してまして、薬の影響で実は声が出ないので、こんな声で失礼します。眺望を確保するために伐採しておりますが、伐採した斜面、それが下のほうからどのように見えているのかと、そこがちょっと気になります。視点から見えないかもしれませんが、下からは見えると。そこをどうするかちょっと気になっているんですけれども、それはいかがでしょうか。

(齋藤会長)

伐採したあとに、のり面が露出するわけですが、そののり面の処置についてはどのようなお考えなのかをお尋ねしたいと。

(提案者：大山公園再生協議会)

事務局をやっています、大沼と申します。のり面がどういうふうに見えるかというのは、下からのほうですか。どういう言い方をしたらよろしいでしょうか。木の森みたいになったところが、今は遠くから見たら緑です。どちらかという草が生えて緑になったという。

(山畑委員)

下から見て。

(提案者：大山公園再生協議会)

はい、そうです。今まではただの森でうっそうとした森で、それで当初は土が見えて、土だけだったんですけれども、それが今は草が生えて緑になっています。

(山畑委員)

そうですね。じゃあその状況では、緑が生えて違和感はない？

(提案者：大山公園再生協議会)

それは全くないです。それで切ったところでは、平らな部分には桜の植栽をしております。

(山畑委員)

そうですか。

(早野委員)

大変な御苦勞があったなというの聞いていて感じました。というのは、地権者の方がこんなに多くいるというのは、生半可な活動ではここまで来られないんだなというもので、非常に感銘を受けながら聞いていたんですけども、いくつかの点で、ちょっと私のもの知らずからの質問なんですが、今回提案する視点の位置が確保すると2点ということなんですが、今回のこの制定においては、先ほど宮原委員からおっしゃっていただいたように、8カ所全部ということで認定というふうになるという形でよろしいんですか。もし認められるとすると。

(齋藤会長)

これについて、事務局いかがですか。

(事務局)

お配りしました、資料2の一番上にあります視点方針、その中に視点場ということで、ちょうど中段ちょっと上にありますけれど、視点場の要件が規定されております。その視点場の要件といたしまして、2ということで、指定する眺めの視点場は次の事項を満たすものとするということで、二つございまして、良好に整備され、または整備が見込まれ、並びに管理者が明確になっていること。あと(2)として、車等で容易にアクセスできることということになっておりましたので、この「良好に整備され」というのが6カ所。今後整備が見込まれるものが2カ所ということで判断したところです。よって今後整備が見込まれます2カ所も含めまして、指定をいただければというふうに考えたところです。以上です。

(早野委員)

ありがとうございます。実は私もここに最初、拝見して「ちょっとそうなのかな」と思ったのですが、内容的には問題ないと思います。整備が見込まれるということで、今のお話を拝聴いたしますと、管理者が明確になっているということ、このまま順調に整備が進められるということは想像できるんですが、こういった審議会の中でなので、最終的に全部がきちんとされたときに、後日ご報告いただくということが必要ではないかなと思います。

もう一つが、やっぱり小山委員や宮原委員からも言っていたことなんですが、やはり自然に生えてきた木を全部伐採してしまって、眺望をよくするというのも一つの手だと思うんですけども、イザベラ・バードさんもこの山形の風景がとてもいいというところが、やはり何も見えない部分からいきなり眺望が開ける、その劇的な感動ですよね。そういったものも山形にはあると思います。なのでその辺りを含めまして、特に神社仏閣関係の樹木の伐採というものは慎重にやっていただきたいなと思いました。以上です。

(齋藤会長)

ほかによろしいでしょうか。

(相羽委員)

我々が行ったところ、今のご説明の中で視点場の条件の2と車等、「等」ですけども、これはある程度、車で行った先は徒歩で当然行かなくてはいけないところはけっこうあるので、今までの視点場

はわりと車で直接行けるところが多かったと思うんです。今回の場合は、徒歩でハイキングコースとウォーキングコースで、非常に便利な場所なので、もちろん全然アクセス性に関しては問題ないんですけども、そういう意味でいうところ、車等というところにその辺は含まれているというふうに考えてよろしいし、先ほど何かこの2の条件に関しては、車でアクセスしやすいというふうな評価だったんですけども、改めて徒歩でもいいということをしちんと確認しておいて、特に今回の場合は山、8カ所ですから、車で全部行ける必要は全然ないので、その辺を改めて確認しておいて、評価においてもそういう形で明記示してしまったほうがいいんじゃないかというふうに思いました。

(齋藤会長)

十分にアクセス可能であるということですね。はい、ほかにいかがでしょうか。

(早野委員)

いくつかお願いごとがやはり、一つは眺望を優先して、育ちすぎた樹木をある程度除去するということについて趣旨は分かったんですけども、懸念事項があって、一つは、そもそも残す樹種というのを松・桜・カエデと決めて、ていねいにより分けてもらったり、今朝伺ったところでは、それ以外でも、この木はちょっと切らないほうがいいのではないかということがあれば、それを残すということをおっしゃられました。それから切ったあと、切りっぱなしではなくて、そのあとどうするかということについても、今後、樹木の専門家と相談して、そのあとのことを考えていくというふうな話、計画についての問題をお聞きしました。

非常に重要な御指摘があったのは、またあとの整備の話もあるんですけども、眺望が開けたことによって露出するのり面がかえって見苦しくなったりしないのか。もっと言えばそれから樹木がなくなることによって、大雨が降ったときに崩れる可能性もあるので、その後のサポートとしての活動についても含めて管理が必要になってくるのではないかと。それから樹木が意に反して多く育ってしまったということはあるにしても、その樹木が育ってきたという時間も無意味ではないと思いますけれども、それについて、例えば文化的価値というという観点から、句碑の詩の内容と合わせて、この木はちょっと残したほうがいいのではないかと残し方もあるだろうし、神社の参道という一つの新しい景観が集まってきたとすれば、それはそれで尊重するという話もありますので、その辺も管理して、若干非常に複雑になりますけれども、ぜひともいい残し方、いい形というのがこの会議での部分だということをお伝えいたします。

(齋藤会長)

ほかに付け加えることはございますか。それでは諮問事項の一つ目、「大山公園～尾浦八景～からの自然と街なみと庄内平野をとりまく山々の眺め」この名称は問題なければ、このままにしますけれども、眺望景観資産の指定について、審議会としての答申内容をとりまとめたいと思います。本件の指定について御異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございますので、審議会としては異議なしと答申いたします。その後の進捗状況については、ぜひとも御報告よろしく願いいたします。答申の内容について細かい御指摘がございましたので、それについては事務局と私で調整いたしますので、一任ということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、諮問事項以外の議事として2件審議事項がございます。まず「シークエンス景観の眺望景観資産指定について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

「シークエンス景観の眺望景観資産指定について」を説明(略)【資料3】

(齋藤会長)

この件は県の事務局からの打診であります。長井線は、景観回廊に組み込まれているわけですが、これが眺望景観資産にも該当するのかどうか、皆さんにお諮りしたいということでもあります。今日の大山のお話のように必ずしも一点から見る眺望だけが眺望景観資産だというわけではなさそうですが、長井線のような連続的に展開する眺望の魅力に事務局が関心を持ったわけです。県の事務局としては、この長井線のようなシークエンス景観を今回は眺望景観資産として無理に位置づけることはやめて、別の仕組みを模索してはどうかと、こういったことですので、その判断について皆さんの御意見を伺いたいと思っております。もう一つ案件が残っておりますので、数分でもし御助言いただければ。

(相羽委員)

長井線については、景観行政団体の長井市の景観の委員もやっています、その点でちょっとコメントしたいのですが、景観法によって、眺望なり、高い山への頂点の眺望が、眺望面より越えない、作る建物が越えないというような形のチェックとか、あるいはバランスがいい景観になっているのをやるのを、長井線もやることになっているんですね。つまりそれは道路だけではなくて、鉄道からの見え方、そういうことでいうと、ロープウェイもそれから舟下りも、そういう形で、つまり景観法に則って、道路だけではなくて、その視点場からの見え方を問うという意味では、景観法に組み込めることは可能なので、そういう形で、たぶん今まで最上川の視点から物がどう見えるか、あるいはロープウェイからどう見えるかということは、一切景観法で乗ってくることはなかったと思うんですけども、そういう形での展開はあり得るというふうに考えました。

(齋藤会長)

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(小山委員)

長井線のほうに乗らせていただきまして、片道1時間かかるのですが、電車の中から見える風景が、特段どこも変わらない感じがいたしました。特に長井線だったからどうだということではなくて、ならば長井線のここからここまでは絶対見てほしいよという、そういう見方が必要ではないかなと思います。長井線全部を景観の中に入れるのは、とても難しいのではないかなと思います。

(齋藤会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(宮原委員)

このシークエンス景観の考え方はおもしろいと思います。東北新幹線なんかはまさにそうで、東京駅からずっと出て、例えば青森に向かっていくと、那須岳からずっと福島安達太良とかですね、それから蔵王からずっと、左手に山がずっと連続して、例えば岩手の岩手山まで、左が全部、いわゆる東北の脊梁山脈の第一経路ですね。新幹線から見ることができるんですね。あれこそまさにシークエンス景観なのかなと、ちょっと説明を聞いていて分かったんですけども、これが例えば山形のいろんな地域に当てはめていくというのは、有りだとは思いますが、たぶん物件として、そんなに多く

ないのではないかなと思うんです。

今日、例で挙げられた長井線、それからあと舟下りは、私はすごくいいと思うんですけども、逆に物件を少しポイントアップしてみて、それをもう少しこう、何ていうんですかね、物議する。フラワー長井線のその有効性を分析されていったほうが、より分かるかなと。今回のフラワー長井線に関しては、小山委員さんもおっしゃったように、ちょっとその判断しにくい、シークエンス景観として、全体をとったときに、若干判断しにくいかなというふうに思いました。以上です。

(齋藤会長)

ありがとうございます。どうぞ。

(早野委員)

皆さん委員とほぼ同じで、先生方と異論はないので、ここで発言することもないのですけれども、先ほどの大山の場合には、8点というのは、点が動かないんですね。だから眺望の視点が動かないということなんですけど、こういったシークエンスの場合には、それにプラス時間軸というものが新たに加わってきて、その視点が時間とともに動いてしまうというものが大変やっぱり、事務局の方々にいろいろ検討していただいたように、そこが厳しいなということと、例えば皆様方がいいなと思っていた田園風景の中に、やはり中に壊すような構造物が建っていたり、そこもいいねという景観の中に、それをちょっと壊すような色彩が入っていたりということがあります。そういったときって、視点とその間が近いときは、その色や構造物が増えたり減ったりする可能性がとてもありますね。これ時間軸によってなので、そのあたりがやはりとても厳しいなというのを感じます。例えば舟下りの場合には、もともとその景観を見るために企画されたものであったりとか、そういったものなので、やはり評価というものは、例えばそれのためではない、バス路線であったり電車であったりというときには、より精彩なというか、細やかな評価というものはやっていかなければいけないなということを感じました。

(齋藤会長)

はい。どうぞ。

(大沼委員)

先ほど検証のときに動画を見させていただいて、その動画の中で時間を計算しているという評価をされていると思ったんですけど、その視点場から見た時に、その対象の占める面積が評価の一つになるのではないかなというふうに私は感じておまして、対象が小さなものであっても、周りを含めた面積、面としていい景観というふうに感じる部分があるのではないかなと思うので、時間を計測することだけではなくて、例えば動画からパノラマの画像をつくるというのもできると思うんですよ。そういうふうなもので、一つずつの絵にした上で、そこを評価するというふうにするともうちょっと、「ここがよくない、ここがいい」みたいなものを面で捉えて評価すると、また違ったことができるのではないかなと思って提案したいと思います。

(齋藤会長)

ありがとうございます。どうですか、山畑先生。

(山畑委員)

今回のフラワー長井線は、有料であって乗車時間が限られ、例に挙げられていた舟下りも、それだけ限定されていますが、もう少し分かりやすく、例えば県道だとか国道だとか、そういった範囲の中で、非常に景色のいいところってあると思うんですね。そこでも一つ一つ視点場が連続した形で、シー

クエンスとして指定していくことも、それほど難しくないと思います。シークエンスという考え方は非常にいい考え方ですので、まず容易にできそうなところ、たとえば道路から見えるところから指定して、そこからある一定区間の眺めという形で、そのシークエンスという概念を、はじめの一步として進めていけばいいのではないかなと思います。

(齋藤会長)

道路上のシークエンス景観に可能性があるのではということですね。宿題がたくさん出ましたが、事務局は後でご検討ください。私は、長井線を拝見したときに思ったのは、通勤・通学している皆さんが、日常的に経験している。見るともなく見ている景観だということです。将来ひとつの原風景として心にすり込まれていくと思います。うれしいことや悲しいことがあったときに、その景観が思い出される。ドラマチックな展開だけが景観の重要な点ではないと思います。むしろそういう意味では、相羽委員がおっしゃったように、景観計画の中で、ささやかな景観が守られていくことが大事だとも言えます。市民、利用者が原風景として大事にいくということにつながっていくかもしれません。ありがとうございました。

それでは最後の「やまがたの誇れる景観魅力発信事業」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

「やまがたの誇れる景観魅力発信事業について」を説明(略)【資料4】

(齋藤会長)

県としては力を入れてこれを進めたいということですので、注意すべき点、お気づきの点があればどうぞ。

(早野委員)

非常におもしろい試みだなと思いながら聞いていたのですが、ちょっと懸念したのが、このQRコードで読み込むというのは、我々も最近よくやるのですが、一番いまいろいろな観光地に出向いている方々というのが、やはり退職をなさった方々だと思うんですよ。なので、そういった方々がはたしてこのQRコードを使えるのかというのがちょっと懸念かなど。逆にどういった、ほかにもうちょっと違う発信の仕方と方法があったらということも必要ではないかと思えます。

(齋藤会長)

事務局、何かありますか。

(事務局)

実はその点はですね、やはり我々も少しはやっぱり、最近若い人たちはほとんどQRコードをやって、他県でも行って、そういう話を、そういう課題があるというのは伺っていますので、私たちとしてもどういう方法があるのか検討してみたいと思っています。

(齋藤会長)

はい、いかがでしょうか。

(大沼委員)

私もおもしろく、情報発信に興味があるので拝見しました。私自身がよく景観がいいところ、いい場所に行きたいと思うのは、やっぱりテレビだったり写真だったりが多くて、旅番組だったりC

Mなんかといったところで、「ああ、いいところだ、行ってみたい」と思う、最初の動機というのは、やっぱりそれになうものはないなというふうに思う部分もありますので、現地にたどり着いた人が取り入れる情報というのももちろん大事なんですけれども、今はどちらかというと、そういう動画でしたり、本当に優れた写真だったりというものの伝える強さというものをもうちょっと生かすような発信の仕方というのも考えていくべきかなというふうに感じました。

(齋藤会長)

はい、ありがとうございました。どうぞお願いします。

(小山委員)

はい。私もユーチューブですとか、動画をどんどん載せて、いろんな人から見てもらうというのはとてもいい方法だなと思っております。それからQRコードについてなんですが、その現地に行って、ちゃんと携帯がつながるのかなというのもちょっと、これからどんどん増えていったときに、とてもすごい視点場がとんでもないところで、電波が通じないところだったらどうなんだろうというものがあったものですから、その辺ちょっと心配もしました。

(齋藤会長)

はい、ありがとうございます。ほかに、どうぞ。

(大沼委員)

このQRコードの看板があったので一つだけ。素晴らしい建物ですとか、素晴らしく景観がいいところに、立っている看板が邪魔することもすごくよくありまして、写真を撮るときに必ず邪魔になるというのは、本当に最近多く感じられるので、ここで撮ると良い写真が撮れるというところではないところに、ぜひそういうものを設置していただきたいなと思います。付け加えさせてください。

(齋藤会長)

ああいう看板は写真を撮るとき倒せるといいですね。場所はどうやって選ぶのですか。

(事務局)

基本的にこの予算は、選定するまでの予算は実は付いていなくて、これから最も景観をよく知っている、その背景とか歴史とかを知っている市町村の方々に協力をお願いしまして、集めていきたいというふうに私たち考えています。

(齋藤会長)

景観審議会のメンバーにも、候補を挙げてもらったらどうでしょうか。

(事務局)

実は、最終的には市町村の方をお願いをしまして、収集かけたいというふうに考えています。収集かけた上で、その中からいくつかやっぱり選んでいく行為は、我々どうしても必要になってくるだろうと思っています。そのときは審議会の委員の方々にも御協力をお願いしたいというふうに考えています。

(齋藤会長)

よろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(小山委員)

余計なことなのですが、『おくりびと』で酒田の旧小幡が、たくさんのお客さんが来るようになったときに、アスファルトの部分に足跡を置いておいて、そこを踏むと映画と同じシーンが撮れるよという、そういうのもありました。立て札もいいのですが、視点場、一点の視点場があるというときには、そこに足跡を、ここに上がって写真を撮ると撮れるよということがあれば、余計な物は立ててはいかないだろうかと思いました。

(齋藤会長)

ありがとうございました。それでは今日の議題はひと通り終了しました。それではお返しします。

(事務局)

どうもありがとうございました。委員のみなさまには時間をオーバーしてしまいましたけれど、ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。本日はどうも御苦労さまでございました。

平成27年3月5日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員